

## 審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容についての的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてみました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成23年3月

【国保】

## D-171 肺炎等に対するクラミドフィラ・ニューモニエ IgG 抗体等の算定について

《令和 6 年 3 月 7 日新規》

《令和 8 年 6 月 1 日更新》

### ○ 取扱い

クラミジア感染症の記載がない次の傷病名に対する D012「9」クラミドフィラ・ニューモニエ IgG 抗体、D012「10」クラミドフィラ・ニューモニエ IgA 抗体又は D012「30」クラミドフィラ・ニューモニエ IgM 抗体の算定は、原則として認められない。

- (1) 肺炎（疑い含む。）
- (2) 肺結核
- (3) 慢性閉塞性肺疾患
- (4) 急性上気道炎
- (5) 急性気管支炎
- (6) 急性副鼻腔炎
- (7) 気管支喘息

### ○ 取扱いの根拠

クラミドフィラ・ニューモニエ IgG 抗体、クラミドフィラ・ニューモニエ IgA 抗体又はクラミドフィラ・ニューモニエ IgM 抗体は、急性呼吸器感染症を引き起こす病原体であるクラミドフィラ・ニューモニエの抗体検査である。クラミドフィラ・ニューモニエに感染するとまず IgM が上昇し、次いで IgG が上昇する。IgA はクラミドフィラの感染後の活動状態と関連がある。

クラミドフィラ・ニューモニエの各種抗体は、クラミジア感染に対し特異的に反応するため、クラミジア感染の診断等に有用である。

以上のことからクラミジア感染症の記載がない場合の肺炎（疑い含む。）、肺結核、慢性閉塞性肺疾患、急性上気道炎、急性気管支炎、急性副鼻腔炎、気管支喘息に対するこれらの検査の算定は、原則として認められないと判断した。